

「大学の財政運営に関する基礎的研究」

まとめと提言（案）

注) 文中の数量標記の可否について検討を要する。

1. 本研究の趣旨

国立大学は、学術研究の推進、各分野における人材の育成、研究の後継者育成、国際化への対応や地域社会との連携等に顕著な貢献をしてきていることは自他共に認めているところである。しかしながら、一方では、学生や若手あるいは中堅教員の国立大学離れが一部において見られるなど、国立大学に対する評価の低下が顕在化してきている。

このような状況をもたらした背景には、国立大学の構成員である教職員の教育・研究への取組み方の保守性など、国立大学としても、厳しく、謙虚に反省し、早急に改善しなければならない事柄もあるが、国家財政に起因した高等教育財政の逼迫による教育・研究環境の劣悪化がその主因であることは明らかである。

この劣悪な教育・研究環境を抜本的に改善しなければ、嘗々と築き上げた我が国の学術の基礎が危殆に瀕するばかりではなく、国際社会に果たすべき貢献度が一層低下することも明らかである。

本研究は、この観点から、国立大学が直面している具体的な財政上の問題を洗いだし、人材育成、学術研究の推進等の社会の要請に応え、国際的な責務を果たすのに必要な、より強固な財政的基盤の構築と、より効果的な財政運営を可能にする新しい指針を求めようとして実施したものである。そのため、国立大学の教育・研究を直接担当している教官が遭遇している財政上の問題ないしは意識等の微視的な状況や国立大学関連の国の財政状況及び国外の高等教育の財政基盤等の巨視的な状況について実情を調査し、その両面から国立大学の抱えている問題点を抽出することに主力を注いだ。

ここで開示する方策は、当調査研究グループが調査研究を進める過程で俎上に載ったものであって、政策として十分に検討したものではなく、これが唯一無二のものとは考えていない。また、場合によっては、具体的な方策を例示せずに、解決の方向だけを開陳するに止めてある。提示した方策は、あくまで一つの例であって、これらを参考に、各方面において多面的に検討されて、緊急の課題としての国立大学の財政基盤の強化について、時宜を得た最適解決方策が決定され、実施されることを願っていることによるものである。

2. 提言

第1 国立学校特別会計の予算規模の拡大

現状の国立学校特別会計制度のもとで、一般会計からの繰入れ率を高め、少なくとも昭和55（1980）年度以前の水準である対GDP比0.4%に回復させる措置をとることを提案する。

発足当初は、一般会計からの繰入れ率は80%、GDPに対する比率も0.4%あったが、1982年度から始まった財政支出のゼロ・シーリング、マイナス・シーリング以後、その割合は急激に下がり、繰入れ率は60%、GDP比も0.3%に低下した。国立大学の窮状を開拓する道を、現状の国立学校特別会計の枠内で行うためには、一般会計からの繰入れ率を増加し、その規模の拡大を図ることが必要となる。

今回の調査研究の結果や先進諸外国における公的負担の水準を考慮するならば、少なくとも昭和55年度以前のGDP比0.4%の水準に早急に戻すことが必要であると考える。

この国立学校特別会計に包括されるもののうち、特に重点的に考慮すべき事柄として、次の諸事項を挙げることができる。

①施設整備費の増額

建物の不足と老朽化は、ここで改めて述べるまでもなく深刻を極めており、建築事業量が将来とも1991年度と同じく28万m²として試算したところによると、2001年には50%近くの建物が25年以上を経過することになり、より深刻な状況に追い込まれることになる。

なお、生活関連経費の獲得をはじめ、現在構想中の国立学校特別会計の「国立学校特別整備資金（仮称）」については、一般会計からの繰入れ額を減少させることなく、事業量の格段の増加につながるよう積極的活用等の方策を講じることが望まれる。

②設備の充実

国立大学では、計測・分析機器、電算機などから医療機器等に至るまで、各種の教育・研究用機器を駆使して、科学技術をはじめとする学術の諸分野での先駆的地位を確保する努力を続けている。しかし、教官の約80%は、それらの機器の性能が現在の研究水準からみて不十分であるとしており、研究を進めていく上で、講座、学科ないしは学部等で共同利用の新しい設備がぜひ必要だとする教官が圧倒的に多い。これらの要求総額を、要望金額の中位値と回答人数をもとにして概略の試算をすると4,400億円程になり、昨今

の設備費予算の総額の約7倍に相当する金額になる。

設備費の必要額は、各大学からの概算要求によっても推測できるが、要求事項数や金額等の制限等によって何年間か順番待ちを余儀なくされているのが通例で、陳腐化したり更新期間を経過したものを含め、毎年の概算要求に取り残されている設備も多くあり、研究の促進の大きな阻害要因になっている。

以上のことから、全大学が現在必要とする教育・研究用機器について、更に具体的に調査をし、短期間の年次計画によって充実を図り、学術研究及び教育の面で、国際的にも先導的な役割を果たし得る措置を至急に整えることが必要である。

③教官・学生当積算校費の増額

教官当積算校費は1983年度から減額され、1990年度以降1%程度の増額が行われてきた。この校費のすべてが直接教育・研究の経費に当てられるのではなく、光热水費をはじめ、大学運営の経常的な経費の大部分を賄うのに使われている。このため、この校費のうち、相当の金額が大学全体の運営経費に当てられている。これについては、人文社会系では74.0%、理工系では82.5%、医歯系では実に93.8%の金額が共通的な経常的経費に振り向けられており、残余の26.0~6.2%のものが各教官の直接の教育・研究費に配分されている実情が明らかになった。また、教官一人ひとりが実際に教育・研究に使用できる金額として期待しているのは、この校費配分額の25%ないしは50%程度であることも同時に明らかになった。

この実態から、各教官が直接教育・研究経費として使用できる金額を確保するには、配分金額から差し引く共通経費の節減も考えられるが、これについては、各大学とも努力を続けてきており、それを前提にしたとしても、配分金額の増額が望まれる。この増額分は、理系、文系などの各領域の近年の配分額のほぼ30%増で各教官の期待を平均的には満足することになるが、これは、物価の上昇を考慮したとき、1970年度の教官当積算校費単価に戻したに過ぎない額である。

校費単価の引上げは、ばらまき的との批判もあるが、基礎研究を充実し、独創的な研究の芽を育成していくためには、一見無駄と思われる投資が極めて効果的であることを銘記し、早急に校費単価を引き上げることが望まれる。

④旅費の増額

配分された教官研究旅費の一部は、全學ないしは全学部等の運営に必要な共通旅費として拠出されているのが通例である。そのため、教官個人の研究旅費は配分額（講座制・教

授）の約50%に相当する年間7万円程度（中位値）にしかすぎない。国内旅費については大部分の教官が7万円ないし17万円を自己支弁している。また、国際会議等への海外出張旅費は約30%の教官が30万円ないし50万円程度を自己支弁している。

このような現状を踏まえると、国内旅費については現在の配分額の50%ないし100%
%増の措置が必要になる。また、海外出張旅費については、3年に一度程度は公費で出張できる財源の確保が望まれる。

⑤定員削減率の圧縮

教育・研究は人間の営みであり、それを保持するには一定水準の人数が必要である。従来、教官の定員削減率は低く押さえられているが、事務官、技官の削減率は大きく、教育・研究を従来どおり遂行するためにやむを得ず校費を割いて非常勤職員を雇用して事態の悪化を防いでおり、これがまた教育・研究の直接の経費を圧迫している。このような状況を回避するために、事務官、技官の定員の削減を極力押さえる必要がある。

⑥教官待遇の改善

昭和61年11月に国立大学協会第一常置委員会が取り纏めた「国立大学の果たしてきた役割と今後の課題」に関連した調査結果からも見られるように、国立大学教官の大部分は、学術研究の推進、各分野での人材育成、研究の後継者育成等に貢献してきたとの自負・自信を持っている。

しかしながら、この自負・自信を持続させるための基本的な要件である建物、設備、給与等の教育研究環境については、民間の企業、研究所、病院と比較して著しく劣ると判断し、その格差は時間の経過と共にますます拡大するであろうとの推測をしている。

教育と言い研究と言い、それは畢きよう人間の営みであり、その成果は当事者の意欲に左右されることが大きい。しかし、この意欲を支える教育・研究環境が劣悪化し、その上給与が不十分である現状は、教育・研究を支える優れた人材を国立大学から失う結果になりかねないことにも留意しなければならない。少なくとも民間の研究者の実質給与に見合った給与が支給されるべきである。

第2. 科学研究費補助金の飛躍的拡大と採択率の引上げ

科学研究費補助金の飛躍的拡大と新規採択率を50%程度まで引き上げることとし、それに必要な財源措置を講ずることを提案する。

科学研究費補助金は、国立学校特別会計の枠外にあって、国立大学教官の研究活動の最

も重要な原資として、学術研究の大きな推進力になってきた。今後ともその役割は益々大きくなることは間違いない。また、最近の科学研究補助金の増加分が重点配分に傾斜していることの必要性は否定できないが、独創的な研究を発掘し発展させるためには新規採択率を引き上げることも必要である。

科学研究費補助金は年々増額されてきているが、交付申請件数も増加してきており、新規採択率は1981年以来22ないし25%にとどまっている。また、大都市の総合大学では20%，地方の総合大学では40%程の教官が過去5年間に全く交付を受けられないでいるのが実態である。更に、巨大科学への傾斜による一般研究の圧迫や配分及びその過程の適正化にも配慮し、研究の活性化を一層促進すべきである。

補助金の配分に当たって、重点主義をとるか、均等主義をとるかは軽々には判断できないが、基盤の広がりと厚みの上に学術研究の高まりが期待できる事実を認識し、それに基づいた方策をとるべきである。

第3. 外部資金の積極的導入

国立大学の財政改善の手段として、臨時教育審議会の第3次答申にも提案されているところもあるが、寄付講座等を含む奨学寄付金の導入、大学財団の設置等について積極的自助努力を傾注することを提案する。

奨学寄付金を中心とした学外からの研究費の導入は、年々増加し1991年には569億円と科学研究費補助金の総額に匹敵するまでになっている。このうち奨学寄付金は、外部からの研究資金全体の70%を占めて、校費、旅費の補完的な役割を果たしている。

なお、奨学寄付金は特定の大学及び分野に集中していることを考慮するならば、大学全体の活性化に役立てることも検討する必要がある。さらに、民間資金の導入として、各大学の独自の工夫を生かした基金・財団の創設の推進も必要であろう。

これらいずれにしても、受け入れ手続きのより一層の簡素化と税制上より優遇する措置などにより、導入の活発化をはかるよう検討する必要がある。

第4. 国立学校特別会計制度等の再検討

国立大学の財政基盤をより強化する立場で、国立学校特別会計制度そのものあり方をこの機会に検討してみることを提案する。

国立学校特別会計制度は、他の事業特別会計と異なり、独立採算を目的とせず、国立大

学に相応しい弾力的な運営が期待されて昭和39年度に発足した。この制度によって、国立大学は量的にも質的にも充実してきたが、その後の国の財政の緊迫は、一般会計からの繰入れ額の低迷を授業料や病院収入等の国立大学の独自の収入の拡大で補完する措置がとられ、制度の発足当初の理念とは裏腹に独立採算的な色彩を濃くしてきたが、結局は今日の窮状を招致するに至った。そこで、先に述べたように、国立学校特別会計の予算規模の拡大を図るとしても、発足後約30年を経たこの制度を教育と研究の両面を担う立場で、予算科目の弾力化、繰越しに対する規制の緩和など特別会計の経費の弾力的運用が可能な会計法の特例措置等について再検討する時期にきていると判断する。

第5. 他省庁との連携の強化

科学技術庁をはじめ、文部省以外の省庁の試験研究機関等における研究活動を国立大学が組織的に支援できると同時に、それが大学における研究の活性化に役立つ方策について検討することを提案する。

各省庁は、それぞれ独自の目的をもって研究を実施している。この際、他省庁からの依頼によって教官が個別的に参加している例が多く見られる。この個別的参加方式によるほか、他省庁対大学あるいは文部省といった組織間の提携とすることや、研究の一部ないし全部を科学研究費補助金の枠内の課題に組み入れることで、研究がより促進されると同時に、大学における研究の推進力にもなり得る方策を考究する必要がある。

第6. 地方自治体との連携の検討

国立大学が地方の文化や産業の振興の中心的な役割を果たす立場から、地方自治体との連携について検討することを提案する。

国立大学が地域の学術文化の中心的な存在として、地域の文化や産業の進展に果たしてきた役割は高い評価を得ている。この役割を推進することは自治体にとっても、大学にとっても有益であり、地方財政法や地方財政再建促進特別措置法等の見直しを進め、大学と地方自治体との連携を強化する方策を案出する必要がある。

第7. 大学間交流による財政の効率化

各大学の門戸を開放し、施設などを相互に積極的に利用できるなど、教育研究の交流を進めるよう提案する。

国立大学といいながら、各大学間の物的、人的な交流は必ずしも円滑に行われていない面があり、これが我が国全体としての教育・研究の投資効率向上の阻害要因となっていることも否定できない。この阻害要因を除去して、全国立大学としての財政の効率化を図ることが必要である。他方、財政基盤の改善の方向として、設備等を含めた研究経費の重点的配分方式が考えられるが、整備された教育・研究環境が多くの大学で容易に活用できる開放的な体制が確立されるならば、我が国全体の教育・研究水準の向上に裨益すると推察される。

3. おわりに

学術研究の推進、国の発展を推進する各分野での人材と研究の後継者の育成に貢献してきたと自負している国立大学の財政基盤を、公的な支出・投資によって強化することを国の役割とし、國の中核的政策に据えるための方策を全国立大学が挙げて考究し、実行に移す努力をより一層推進すべきである。

この際、国立大学が自らその活性化を図り、大学の現状について広く国民の理解を得ることが必要になるが、幸いにして、多くの教官が教育・研究の実績、その他の情報を公開することは勿論、各大学で総合的自己評価を行うことが現下の窮状を打破する前提として必要と考えていることが明らかになった。

本調査研究によって得られた提案を吟味するに当たっては、国立大学協会がそのための特別委員会等を設置するなどして、提案の実現に向けて十分な配慮をされることを期待すると同時に、後述の第1章で述べる「国立大学の役割と今日的意義」も十分に吟味され、個々の大学の利害得失にとらわれることなく、悪しき均等主義、悪しき権威主義を捨て、全国98国立大学が連帯し、行動されることを願い、本調査研究が国立大学の財政基盤の強化に生かされることを要望する。